

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	佐伯智広
論文題目	中世前期の王家と政治構造		
(論文内容の要旨) 本博士学位申請論文は、中世前期の王家（天皇家）における家長権を通して、皇位継承・王家領の伝領といった、政治史に関する重要問題を解明しようとしたものである。 王家の家長権とは、皇位継承者決定権、婚姻決定権、財産処分権を意味する。これらは、いずれも当時の政治における重大事であり、王家の家長権が政治史上で重要な意味を有したことは明白といえる。事実、この時期において基本的な政治形態であった院政は、天皇に対する父権、言い換えれば王家における家長権を基盤として成立している。 しかし、従来の研究において、王家家長の意図がどのように政治に影響を与え、当時の政治史を規定したのかについては、十分に解明されたとは言いがたい面がある。また、当時最大の荘園領主であった王家の荘園伝領も、家長権によって決定される問題であったが、この点に関する研究は政治史以上に立ち遅れている。すなわち、従来は鳥羽院皇女で大荘園領主となった八条院などの特定の人物や、女院制度に注目した研究があるのみで、王家家長権と結合させて中世前期における伝領の全体像を論ずる研究は存在しない。こうしたことから、本論文では王家領が確立する鳥羽院政期から鎌倉中期に至る王家を考察の対象とし、皇位継承と王家領伝領の二つの問題について、王家家長の意図と家長権の行使という観点から分析を加えている。 第一章「鳥羽院政期の皇位継承と王家領」では、白河院を継承して院政を開始した鳥羽院が、家長権を通して独自の政治構想を実現する様相を明らかにしている。鳥羽は白河が崇徳側近に位置づけた藤原家成を自身の腹心に登用するなど、白河の構想を切り崩すとともに、養子関係を通して独自に皇位継承順を定めて、寵愛する美福門院所生の皇子・皇女にすべての王家領が伝領されるように計画したとする。こうした関係が破綻して保元の乱が勃発した原因は、後継者近衛天皇が養父崇徳院に先立って死去するという予想外の出来事の発生にあったと指摘している。 第二章「二条親政の成立」では、家長権が弱体とされる後白河院政初期の王家のあり方を解明している。皇子二条天皇即位までの中継ぎで、権威不足とされる後白河院であるが、父鳥羽院は皇統から排除した崇徳院との対抗上、婚姻を通して後白河の父権を強化していた。この動きは保元の乱後も継続し、後白河には新たな皇子も生誕する。後白河の立場が強化されたかに見えたが、逆に彼は政治から排除され、二条親政が成立する。その背景に摂関家や有力貴族の動きがあったことを解明するとともに、院政成立後も王家の家長権が弱体の時には、姻戚関係を通して摂関家等が政治構造を改変することができたとする。			

第三章「高倉皇統の所領伝領」では、高倉皇統（高倉・安徳天皇）を擁立した外戚平清盛が、王家の家長権を行使した事例を分析している。高倉皇統が独自に継承した所領・寺院が存在したが、これらは後白河院と平清盛が対立し、高倉皇統が王家嫡流から疎外される可能性を有した時期に集積されたものであったと指摘する。独自の所領を集積することで皇統分立もあり得たが、清盛が治承三年政変を惹起したことで高倉皇統が嫡流の位置を守ることになる。このように皇統分裂が武力によって否定された点に、両統分立を生じた承久の乱以後の王家との相違があったと述べている。

第四章「中世前期の皇位継承と王家領」では、これまでの考察結果を敷衍して中世前期の皇位継承と所領伝領のあり方の特質を解明している。王家家長であった鳥羽院・後白河院は、養子関係を通して荘園が特定の后妃が儲けた皇子・皇女に伝領されるように設定をしており、王家領が分裂して伝領されたのは、養子の死去など、想定外の出来事の結果であったとする。後鳥羽院が王家領を統合する立場にあったこと、承久の乱後の後高倉院皇統、鎌倉中期の後嵯峨院のもとでも王家領統合を志向する動きが継続していたことを指摘している。

終章「中世前期の政治構造と王家」では、全体の総括を行っている。歴代の王家家長はつねに嫡流皇統を決定し、そのもとに王家領を統合しようとする志向性をもちながら、後継者の早世・婚姻の破綻などで意図は実現せず、家長交代に際し混乱が発生することになる。承久の乱以前、家長権が弱体の場合には、婚姻関係を媒介に外戚が介入したが、乱後は鎌倉幕府が家長権を相対化したことから、幕府は皇位継承・王家領の伝領に直接介入するようになり、ついに両統分立という状況が生まれた。これによって、王家の家長権が王家全体に及ぶことはなくなり、王家家長に規定された中世前期の政治構造が崩壊したと指摘している。

以上のように、本論文は皇位継承と王家領伝領の二つの問題を通して、中世前期における王家家長権の政治史に対する影響を包括的に論じている。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本博士学位申請論文は、王家家長の家長権を基軸として、皇位継承問題や王家領伝領問題を分析し、それらによって当時の政治構造がどのように規定されていたのかを解明しようとするものである。家長権と政治史との関係については、すでに従来の研究で中世前期の基本的な政治形態である院政が、家長の権限を基盤として実権を掌握した政治体制であったことが指摘されている。すなわち、家長として天皇に優越した院は、天皇の人事権を掌握し、成人天皇を退位させ、皇位継承者を恣意的に決定する権力を有していたのである。本論文は、こうした研究を発展させるものといえる。

また近年は、皇位継承に関する院の決定が政治史を規定し、それに対する反発が政治の動揺をもたらしたとする見解もみられるが、これらはいずれも実証的な厳密さに欠け、概説の域を出るものではなかった。その意味では、皇位継承や婚姻問題といった家長権の政治への影響を正面から解明しようとする意図は、高く評価すべきものである。また王家領の伝領については、八条院以下の個々の女院による伝領の解明があるに過ぎず、王家領が複雑に分裂しながら伝領された背景はとうてい十分に解明されたとは言いがたいものがあつた。それだけに、譲渡する主体である家長の意志を通して、その全体像を解明しようとした点は重要な意味をもつものである。こうした意図のもとで作成された本論文は、王家領伝領と政治史に関して、以下のような特筆すべき成果を挙げている。

王家領伝領に関する第一の成果は、第一章において、王家領分裂の原因を作つた鳥羽院の王家領伝領の構想を解明したことである。一見すると未婚の皇女である女院たちに王家領は分割・伝領されたかに見えるが、これらは女院一代の間、その母の追善などを行う目的で譲渡されたものに過ぎず、養子関係を通して最終的には美福門院所生の皇子・皇女に伝領されることになっていたことを明らかにした。これは従来の研究の死角を衝く重要な指摘といえる。

第二に、上記の分析を敷衍する形で、第四章において鳥羽院の伝領構想は後白河・後鳥羽・後高倉・後嵯峨の各院にも共通し、歴代王家家長は王家領の統合を志向していたことを指摘した点は画期的な成果である。従来の研究が、特定の時期や人物にのみ注目するにとどまり、王家領伝領問題の全貌が不明確であっただけに、この研究が学界に与える影響はきわめて大きなものがある。

次に政治史の問題でも、注目すべき成果があつた。第一の成果は、第一章において鳥羽院近臣藤原家成の動向を解明したことである。彼の急速な昇進には白河院の構想を否定しようとする鳥羽院の意図が関係していたとする点、および美福門院と家成とが緊密に連携していたとする通説を否定した点は、鳥羽院政期の政治史や院近臣に関する従来の見方を大きく修正する指摘である。

第二の成果は、第二章において、保元の乱の前後に頻繁に繰り返された後白河院・二条天皇の婚姻、皇女への院号宣下の意味を丹念に解明し、二条親政実現の背景に摂関家・閑院流の動きが存在したことを指摘した点である。これまで不明確であった当時の政治史の実態を明快に解明したことは高く評価できる。

第三の成果は、第三章において、後白河院と平清盛の対立によって、高倉天皇の王権が不安定となったことと独自の所領集積が行われたこととの関連を解明した点である。王家領集積の背景、伝領形態などに関して、新たな知見を提示した。

以上のように多くの成果があったが、いくつかの問題点も残った。まず、個々の指摘は興味深いものの、政治史全体の枠組みを大きく修正するには至らなかった。また研究史における位置付けにも曖昧な面がある。たとえば、家長による皇位継承の決定が政治を規定したとする先行研究の指摘とは重複する面もあり、その批判的検討が必要であった。このほか、今後の課題としては次のような点もあげられる。まず王家における養子関係は多様な性格を有しており、個別の事例についてさらに検討を加えることが望まれる。そして王家における男系相承の出現とその背景、さらに家長権という概念自体についても、時期的な変化も含めてさらに踏み込んだ分析が必要である。このようにいくつかの問題点も存するものの、膨大な史料を丹念に解読し、中世王家における伝領問題や政治史上の諸問題について、斬新な視点から画期的な成果を挙げた論文であることに疑いない。

以上、本論文は博士（人間・環境学）論文として十分な内容を持つものと認められる。また、平成22年7月5日に論文内容と、それに関連した口頭試問を行った結果、合格と認めた。

Webでの即日公開を希望しない場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： 年 月 日以降